

# 農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会事務局（☎21-5118）

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、新たな委員を募集します。推薦（個人又は農業者団体等からの推薦）又は応募（本人による申込）方法等は次のとおりです。

**募集期間** 12月9日（月）～令和7年1月10日（金）必着

## 募集人数

- ・農業委員 12人
- ・農地利用最適化推進委員 3人

| 区域名  | 農地利用最適化推進委員 担当地区     | 人数 |
|------|----------------------|----|
| 串木野1 | 冠岳・生福・上名・大原・中央・本浦・照島 | 1人 |
| 串木野2 | 羽島・荒川・野平・旭           | 1人 |
| 市 来  | 川南・川北・湊・湊町・川上        | 1人 |

**任 期** 令和7年4月1日から3年間

**報 酬** 農業委員 月額 44,500 円 農地利用最適化推進委員 月額 30,000 円

## 推薦及び応募の資格

- ・**農業委員**・・・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、令和7年4月1日において、次のいずれにも該当する者であること。
  - (1)原則、本市に住所を有する者。ただし、市外居住者も妨げない。
  - (2)本市の職員でない者
- ・**農地利用最適化推進委員**・・・担い手農家への農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。  
※複数の担当区域に応募できますが、区域を兼ねて委嘱を受けることはできません。

**※いずれも、法令等により農業委員または農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者であることが必要です。**

**なお、次のいずれかに該当する者は、農業委員会等に関する法律により、農業委員または農地利用最適化推進委員となることができません。**

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 主な業務内容

- ・**農業委員** 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な業務は次の

とおりです。

- ① 農業委員会総会へ出席し、農地法等の権限に属する事項の審議を行います。
  - ② 農地法等に基づく申請の調査を行います。
  - ③ 農地法に基づき、農地の利用状況調査及び結果報告を行います。
  - ④ 農地利用の最適化（担い手農家への農地利用の集積、遊休農地の有効活用、新規就農者への支援）違反転用の防止・是正等のための調整などを行います。
- ・**農地利用最適化推進委員** 担当区域において農地利用の最適化のための活動を行い、担当区域の農地の有効利用を図ります。具体的な業務は、次のとおりです。
- ①担当する区域内において、担い手農家への農地利用の集積、遊休農地の把握・解消等の活動、新規就農者への支援を行います。
  - ②日々の活動を記録し、毎月の農業委員会総会等に出席し、活動報告等を行います。
  - ③農地法に基づき、農地の利用状況調査及び結果報告を行います。

#### 応募方法・応募用紙または推薦書

応募用紙または推薦書を持参、郵送、FAX、（送信後に確認の電話連絡を事務局までお願いします。）、電子メールのいずれかの方法で提出してください。各用紙は、農業委員会事務局（市来庁舎）にあります。市のホームページからも印刷できます。

（農業委員と農地利用最適化推進委員では、様式が異なりますのでご注意ください。）

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募の手続きは同時に行うことができます。

（ただし、両方の委員を兼ねることはできません。）

#### 公表

推薦者・応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間終了後に、市のホームページ等で公表します。

#### 決定・任命等

- ・農業委員は、選考委員会で審査し、委員候補者を決定します。その後、市長が市議会の同意を得て、4月1日付けで任命します。
- ・農地利用最適化推進委員は、農業委員会総会で選考し、4月1日付けで委嘱します。

#### 申込・問合せ

農業委員会事務局 電話：21-5118（直通） FAX：36-3092

E-メール：[noi1@city.ichikikushikino.lg.jp](mailto:noi1@city.ichikikushikino.lg.jp)

1. 農業委員会法の定めるところにより、農業委員の過半数は認定農業者（個人・法人）及び準ずる者を選ぶこととなります。  
※「準ずる者」とは、①認定農業者(個人)又は認定農業者(法人)の役員等であった者、②認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、③認定新規就農者（法人の場合は、役員等）、④集落営農組織の役員、⑤人・農地プランに位置付けられた農業者（法人の場合は、役員等）、⑥指導農業士等、⑦基本構想水準到達者（法人の場合は、役員等）
2. 委員に所掌事務と利害関係を有しない者が含まれなければなりません。（1人以上）
3. 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮が必要です。